

市町村合併と県議会議員の選挙区について

1 選挙区条例の改正等の必要性

本県の県議会議員の選挙区及び定数等については、「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」（以下「選挙区条例」という。）により定められている。

平成22年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町並びに加須市、騎西町、北川辺町及び大利根町の合併が予定されていることに伴い、選挙区の変動が生じる。

このため、合併後の市町村の区域に係る選挙区について、選挙区条例の改正又は市町村の合併の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づく選挙区の特例に関する条例（特例条例）の制定の必要が生じる。

2 市町村合併に伴う県議会議員の選挙区等について

(1) 選挙区

市町村の合併が行われ郡市の区域に変更を生じた場合、次のいずれかによることになる。

(ア) 公職選挙法の規定を適用する。

新たな郡市の区域を選挙区とする。

(公職選挙法第15条第1項)

(イ) 特例法の規定を適用する。

(ア) 市町村合併後の郡市の区域に関係なく従前のままの選挙区とする。

(特例法第21条第1項)

(イ) 合併市町村の区域が合併前に属していた選挙区を全部合わせて1選挙区とする。

(特例法第21条第1項)

(2) 定数

任期途中においては、総定数（94人）の変更はできない。

(地方自治法第90条第4項)

なお、任期途中でも、市町村合併により郡市の区域の変更があった場合の関係選挙区の定数については変更できる。

(公職選挙法施行令第5条)

(3) 特例期間（特例法による場合）

特例法に基づく特例条例により選挙区を定めることができる期間は、最長で次の埼玉県議会一般選挙により選出された議員の任期満了までとされている。

(4) 条例の改正又は制定時期

(ア) 公職選挙法による場合

合併後速やかに選挙区条例を改正すべきであるとされている。

(イ) 特例法による場合

合併の日に特例法を適用する旨の条例が施行されていなければならぬと解されているため、合併前に特例法に基づく特例条例を制定する必要がある。